

もじょかカード利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社大和（以下「当社」といいます）が発行する、以下に定義した、もじょかカード電子マネーのご利用について規定するものであり、会員が、もじょかカードを使用して、もじょかカード電子マネーを利用するにあたり本規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

（1）もじょかカードとは、当社が発行し、もじょかカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。

（2）もじょかカード取扱店とは、当社が指定する店舗（以下「カード取扱店」といいます）または施設をいいます。

（3）もじょかカード電子マネーサービスとは、会員がカード取扱店に対し、物品・サービス等の商品（以下「商品等」といいます）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により、もじょかカードにチャージされた、もじょかカード電子マネーを利用することで、カード取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。

（4）もじょかカードとは、当社発行の前払式証票である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金（以下「チャージ」といいます）することができ、またチャージされた金額をもってカード取扱店において商品等を購入することができる機能を備えたものをいいます。

（5）会員とは、当社所定の入会申込書等において本規約を承認の、もじょかカード電子マ

ネーサービスの入会を申し込まれた個人の方で、当社が入会を認め、会員資格を有する方をいいます。なお、入会申込時に住所・氏名・生年月日・電話番号等の届け出が無い場合には、会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができないことを承認するものとしてします。

(6) チャージとは、会員が、当社所定の方法により、もじょかカードに、もじょかカード電子マネーを加算することをいいます。

(7) もじょかカード残高とは、もじょかカードにチャージされ、会員が利用することのできる、もじょかカード電子マネーの量をいいます。

(8) 利用端末とは、カード取扱店に設置された、もじょかカード電子マネーの読取りおよび引き去り、取引データの記録その他の、もじょかカード電子マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。

(9) チャージ端末とは、チャージを行うための機器をいいます。

第3条 (カードの発行)

1.当社は、カード取扱店において、もじょかカードを発行するものとし、会員は本規約に規定する金額以上の金員を取扱店に対してお支払いいただくことにより、もじょかカードの交付を受けることができるものとしてします。

2.会員は、もじょかカードを受け取ったときに当該、もじょかカードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。原則、もじょかカードは、会員本人以外は使用できません。

3.会員は、善良なる管理者の注意をもって、もじょかカードを使用し管理しなければなりま

せん。また、原則、会員は、カードを貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。

4.会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、速やかに当社「ご相談窓口」まで連絡することを承諾するものとします。変更の届け出がない場合、会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができないことを承認するものとします。

第4条（不正使用等の禁止）

会員は、もじょかカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第5条（チャージ）

- 1.会員は、チャージ端末で当社所定の金額単位でチャージすることができます。
- 2.会員は、1枚の、もじょかカードに対して、もじょかカード残高100,000円を上限としてチャージができます。ただし、1回あたりのチャージは1,000円以上（1,000円単位）で、1回あたりのチャージ限度額は49,000円までと致します。

第6条（もじょかカード電子マネーサービスの利用）

- 1.会員は、カード取扱店で、もじょかカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、カード取扱店において、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品の購入については、利用できないことと致します。
- 2.会員がカード取扱店で、もじょかカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員の、もじょかカードから利用額に相当する、もじょかカード電

子マネーが引き去られ、利用端末に当該、もじよかカード電子マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとしします。

3.会員は、カード取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識された、もじよかカード残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を現金もしくは当社が定める方法により、支払うものとしします。

4.会員がカード取扱店において商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できる、もじよかカードの枚数は、1枚です。

5.会員は、もじよかカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示される、もじよかカード残高を確認し、誤りがないことを確認するものとしします。万一誤りがある場合には、その場でカード取扱店に申し出るものとしします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該、もじよかカード残高について誤りがないことを了承したものとします。

第7条（もじよかカード残高の確認）

もじよかカード残高は、もじよかカード電子マネーサービス利用時のレシート、またはカード裏面の二次元バーコード等にて確認することができるものとしします。

第8条（もじよかカード電子マネーの有効期限等）

1.もじよかカード電子マネーの有効期限は、もじよかカード電子マネーサービスを最後にご利用された日の翌日から3年を経過した日までとしします。なお、ご利用とは、チャージお

よび、もじょかカード電子マネーによる商品購入をさします。

2.前項の有効期限が経過した場合、もじょかカード残高は失効し、また、もじょかカード残高の換金または払戻しはできません。

第9条（もじょかカードの合算）

会員は、もじょかカード電子マネーを、他の、もじょかカードに移転及び残高を合算することはできません。

第10条（もじょかカード発行手数料）

1.会員は、もじょかカードの発行に伴い、当社所定の発行手数料を支払うものとします。

2.当社は、理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返し致しません。

第11条（もじょかカード電子マネーサービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、もじょかカード電子マネーサービスを利用した商品

等の購入もしくは提供を受けること、ならびに、もじょかカード残高の確認をすることができません。

(1) もじょかカード電子マネーサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

(2) もじょかカード・利用端末・チャージ端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。

(3) その他やむを得ない事由のある場合。

第 12 条 (退会および会員資格の喪失)

1.会員は、もじょかカード残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会をすることができます。会員が、もじょかカードの会員資格を喪失した場合、もじょかカード電子マネーサービスの利用ができなくなります。

2.会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員による、もじょかカード電子マネーの利用を直ちに中止させ、もじょかカード残高をゼロとすることができます。

- (1) もじょかカードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
- (2) もじょかカードを不正に使用・利用した場合。
- (3) 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）。
- (4) その他、会員が本規約に違反した場合。
- (5) 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。

第 13 条 (換金等不可)

第 20 条第 2 項の場合を除き、もじょかカード電子マネーの換金または現金の払戻しはできません。

第 14 条 (もじょかカードの破損・汚損・磁気不良時の取り扱い)

1.当社は、もじょかカードの破損・汚損・磁気不良等の理由により会員が、もじょかカードの再発行を希望される場合は、当社が認めた場合に限り、当該破損・汚損等した、もじょかカードと引き換えに新しい、もじょかカードを再発行します。ただしこの場合、再発行に関しては、会員に、第 10 条に定める発行手数料をお支払いいただきます。

2.前項により、もじょかカードが再発行された場合、破損・汚損・磁気不良等された、もじょかカード残高に関しては、当社が認めた場合に限り、再発行された、もじょかカードに引き継ぐものとします。この時には、再発行までに時間を要する事を、会員は承諾するものとします。

第 15 条（もじょかカード喪失時の取り扱い）

1.当社は、紛失・盗難等により、もじょかカードを喪失した場合、会員が、もじょかカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、もじょかカードを再発行致します。

前項の場合、会員に、第 10 条に定める発行手数料をお支払いいただきます。なお、再発行した、もじょかカードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。

もじょかカードが再発行された場合、当社所定の方法で確認された、もじょかカード残高が再発行された、もじょかカードに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限りです。

2.当社は、会員から喪失・盗難等により、もじょかカードを喪失した旨の届け出があった場合、当該、もじょかカードについて、使用停止の措置（以下「使用停止措置」といいます。）をとるものとします。また当社は、第三者から、もじょかカードを拾得した旨の届け出があった場合、当該、もじょかカードについて、使用停止措置をとる場合があります。これらの場合、会員は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。

3.会員が、もじょかカードの紛失・盗難等を申し出てから、当社による使用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、もじょかカード残高を第三者により利用された場合、または、その他な

んらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

4.もじょかカードの再発行後、会員が喪失した、もじょかカードを発見した場合でも、発見した、もじょかカードの利用はできません。

第 16 条（カード取扱店との紛議）

会員が、もじょかカード電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とカード取扱店との間で解決するものとします。

第 17 条（個人情報の利用目的）

会員（本条においては、もじょかカード電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た事項および、もじょかカード電子マネーサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が別途定める「個人情報に関するお知らせ」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき必要な保護措置を行ったうえで、利用することに同意します。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

会員（本条においては、もじょかカード電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。）は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含みます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第 19 条 (規約の変更)

1.当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員がチャージ、もじょかカード電子マネーサービスを利用した商品等の購入、もじょかカード残高の確認をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

2.前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 20 条 (もじょかカード電子マネーサービスの終了)

当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、もじょかカード電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化。
- (2) 法令の改廃。
- (3) その他当社のやむを得ない都合による場合。

第 21 条 (制限責任)

第 11 条に定める理由およびその他の理由により、会員が、もじょかカード電子マネーサービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。

第 22 条 (通知の到達)

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第 23 条（業務委託）

当社は、本規約に基づく、もじょかカード電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 24 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本部所在地を管轄する「川内簡易裁判所」または「鹿児島地方裁判所」を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第 25 条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

【ご相談窓口】

もじょかカードに関するご質問またはご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記までご連絡ください。

〒895-8555 鹿児島県薩摩川内市神田町 10-12

株式会社 大和

電話番号：0996-22-1681(土日祝日を除く、10：00～17：00)